

山梨県公報

第千六百二十五号

平成十七年

十二月八日

木曜日

目次

液化石油ガス販売事業者の認定	八三一
保安林の指定の解除の予定	八三一
道路の区域変更(四件)	八三一
道路の供用開始(二件)	八三一
建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域を指定の一部改正	八三三
換地計画の決定(二件)	八三三
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	八三四
平成十七年二級建築士試験の合格者	八三五
開発行為に関する工事の完了について(二件)	八三五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	八三五
その他	
裁決手続の開始(五件)	八三六

告示

山梨県告示第六百三十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項の規定に基づき告示する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 美富士農業協同組合 代表理事組合長 高部利幸

二 住所 都留市田原一丁目二番三号

山梨県告示第六百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所 南都留郡富士河口湖町河口字滝沢五二九の一、五三〇、五三一、字子負阪二六九五
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

山梨県告示第六百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市之蔵山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大字上神内川字東原五七九番地先から 山梨市大字上神内川字東原五七九番地先まで	一六・八〇	一七・〇〇	一四・〇	一四・〇
	一六・八〇	一七・〇〇		

山梨県告示第六百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別		新	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
東八代郡中道町大字白井字元河原一九四一番の一地先から 笛吹市大字石和町小石和字神明二九〇番の 一地先まで	一一・〇	一六四九・〇	一一・〇	二六一九・〇
	三三・五	二四三九・〇	四・二丁	二四三九・〇
	四・二丁	二四三九・〇	一〇・〇	二四三九・〇
	四・二丁	二四三九・〇	三六・〇	二四三九・〇

山梨県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧 別		新	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三六〇
四番の一地先から
大月市七保町大字瀬戸字小金沢土室三六〇
四番の一地先まで

旧	新
一〇・四丁 七五・二	一〇・四丁 七六・六
三三二・四	三三二・四

山梨県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉野上野原停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧 別		新	
	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
上野原市大字新田字篠久保五七五番の二地 先から 上野原市大字新田字腰巻一〇四三番の四地 先まで	六・三丁 一四・五	二六七・〇	六・三丁 一四・五	二六七・〇
	一〇・四丁 一九・七	二六七・〇	一〇・四丁 一九・七	二六七・〇

山梨県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	上野原丹波 山線	上野原市大字西原字柳平六六四 九番の九地先から 上野原市大字西原字柳平六六五 九番の八地先まで	八二・〇	平成十七年 十二月八日

山梨県告示第六百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十八年一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柵原藤野線	上野原市大字柵原字和田原六五 六八番の一地先から 上野原市大字柵原字和田原六五 一〇番の一地先まで	一一一・〇	平成十七年 十二月八日

山梨県告示第六百四十四号

建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域を指定（昭和二十五年山梨県告示第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

表以外の部分中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に、「建築物の屋根を不燃材料で造り又はふかなければならない区域を左記市町村の一部に」を「次に掲げる市町村の区域の各一部を同項の知事が指定する区域として」に、「市町村役場」を「市役所又は当該町役場」に改める。

「塩山市

」都留市

都留市 山梨市
山梨市 甲斐市
西八代郡三珠町 上野原市
表 中 同 郡市川大門町 を 甲州市
南巨摩郡増穂町 西八代郡市川三郷町
同 郡身延町 南巨摩郡増穂町
中巨摩郡竜王町 南巨摩郡身延町
北都留郡上野原町

山梨県告示第六百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（熊野原工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年十二月九日から平成十八年一月十三日まで
- 三 縦覧場所
豊富村役場
- 四 異議申出期間
平成十八年一月十四日から同月二十八日まで

山梨県告示第六百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県管中山間地域総合整備事業三珠豊富地区（大鳥居工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成十七年十二月九日から平成十八年一月十三日まで

三 縦覧場所

豊富村役場

四 異議申出期間

平成十八年一月十四日から同月二十八日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 トラベツソスポーツクラブ

2 代表者の氏名 秋山実

3 主たる事務所の所在地 南アルプス市荊沢千三百番地二

4 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、サッカー競技を主にスポーツ全般に関する普及事業を行い、地域住民の健康づくりと青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十一月十九日から平成十八年一月十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 日本上流文化圏研究所

2 代表者の氏名 望月作太郎

3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡早川町葉袋四百三十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県早川町を起点に、河川上流域が持つ様々な資源の再評価、上流域が抱える課題に対する調査研究や政策提言、また上流域の活性化を目指す住民活動への支援やその担い手の育成、さらには上流域を支える社会全体の環境づくりなどの事業を通して、命の源である「水」を生み出し続けてきた上流域の存在意義を確立するとともに、河川上流域と下流域が共生する持続可能な社会を構築し、まちづくり、環境保全に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十一月二十二日から平成十八年一月二十一日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 こどもの未来を考える会 めいびい

2 代表者の氏名 坂本英子

3 主たる事務所の所在地 南都留郡山中湖村山中百六十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、しょうがい児（者）に対して、明るく楽しく豊かな安定した暮らしが出来るように支援する事業を行う。また、地域社会及び行政の理解を深め、しょうがい児（者）と地域住民が共生するまちづくりと社会全体の利益に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年十一月二十二日から平成十八年一月二十一日まで

● 平成十七年二級建築士試験の合格者

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により実施した平成十七年二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

受験番号	氏名	受験番号	氏名
二〇〇三九K	浅川 敏也	一一四七〇N	青柳 讓学
二〇〇七九R	山口 和也	一一六二六R	網倉 久
二〇一〇九K	浅川 孝作	二〇〇一九R	渡邊 倫
二〇一六四Y	蛭川 哲孝	二〇〇八五L	坂本 直
二〇三七七M	西澤 健治	二〇〇九九L	山本 政成
二〇三九一M	木下 夫	二〇一五七N	山本 宏
二〇四七六N	飯島 生夫	二〇一九八M	守家 孝
二〇五〇四N	宮本 洋	二〇一九九N	石川 喜久
二〇七七五Y	志村 徹	二〇二二七N	中村 貴愛
二〇七二四Y	河本 男	二〇二六九N	小邊 至
二〇七三一Y	天川 一	二〇三〇五P	佐野 理絵
二〇七三二K	在原 健司	二〇三二五N	角野 勇
二〇七六〇K	在里 隆	二〇三三九R	河野 裕
二〇八〇三L	鶴田 美穂	二〇四一四L	入倉 卓也
二〇八六一N	仲澤 充	二〇四三九R	森田 司
二〇八七四M	小澤 直美	二〇四四八K	原宮 利
二〇一〇五N	岩下 篤	二〇四九七K	奥政 剛
二〇一八六Y	望月 希	二〇五六一M	望月 梢
二〇二二二N	望月 研司	二〇五九一N	古屋 加奈子
二〇二七四L	天川 乃み	二〇六六六L	渡辺 敦
二〇三三六L	柳川 乃み	二〇六八一M	瀧澤 松彦
二〇三五八N	久保田 康	二〇七二二M	秋山 仁
二〇三七一M	佐々木 真一	二〇七三四Y	笹之池 光枝

関する工事は、完了した。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町今福新田字川東五七六の四の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町若宮四番地七 グランシード若宮B二〇二 杉本敏宏・杉本美貴

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

富士吉田市下吉田字新堰四四六三の二、四四六三の四、四四六三の一〇、四四六三の一、四四六四の一、四四六四の四、四四六五の一、四四六五の三、四四六五の六、四四六六の一、四四六六の二、四四六六の四、四四六六の二の一部、四四六七の一、四四六九の一、四四七〇、四四七一の一、四四七二、四四七二地先水路、四四七五の二、四四七八の一、四四七八の一地先水路、四四七八の二、四四七九の一、四四七九の二、四四七九の四地先水路、四四八〇の一、四四八〇の五の一部、四四八〇の七、四四八三の一及び四四八三の三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

富士吉田市上吉田三千五百八十番地一 共栄商事株式会社 代表取締役 大森孝康

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月八日

山梨県知事 山本 栄彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上六六の一、六六の二、六六の五、六六の八、六六の九、六六の一〇、六六の一二、六六の二二、六八の一、六八の三、六八の四、六九の一、六九の二、六九の四、六九の五、六九の六、六九の七、七二の一、七二の二、七二の三、七四の一、七五の一、七六の一、七六の二、七八、七八の二、七九の一、

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

七九の二、八二の二、八二の三、八三の二、八三の三、八七、八七の二、八九の二、八九の三、九〇の二並びに字沖田八四一の一、八四一の二、八四四の一、八四四の七、八四四の八、八四四の九、八四七の一、八四七の三及び八五五の一の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県静岡市駿河区八幡五丁目二十六番二十一号 株式会社ABC 代表取締役 富田直樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年十二月八日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の六二一、五〇六の七七〇、五〇六の七七五、五〇六の七七六、五〇六の七七七、五〇六の七七八、五〇六の七七九、五〇六の七八〇、五〇六の七八一、五〇六の七八二、五〇六の七八三及び五〇六の七八四の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士北麓・東部地域振興局建設部及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村山中二百二十五番地一号 山中湖不動産株式会社 代表取締役

榎屋絹美男

その他

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成十七年十二月八日
山梨県収用委員会

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道二〇号改築工事（大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公 簿	現 況	
山梨県大月市御太刀一丁目字宮原	一〇八五番一	山林	山林	二〇三・九九平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略

四 土地所有者の氏名及び住所

（被相続人）

氏名 市川繁右エ門

（相続人）

氏名 山田京子

住所 東京都杉並区高円寺南五丁目二八番一五二〇八号

（相続人）

氏名 木口直子

住所 山梨県上野原市四方津七七七番地

（相続人）

氏名 市川明彦

住所 山梨県大月市駒橋一丁目九番三三号
(相続人)

氏名 市川修

住所 東京都国立市北二丁目二番の一エクセル国立グレイスコート四〇二

(相続人)

氏名 市川雅治

住所 東京都八王子市新町七番二号

(相続人)

氏名 市川博文

住所 山梨県大月市御太刀二丁目一番一二号

(相続人)

氏名 市川一郎

住所 東京都品川区豊町六丁目二九番一〇号

(相続人)

氏名 市川とき江

住所 東京都八王子市館町一〇九七番地館ヶ丘団地一 一四 一一五

(相続人)

氏名 市川勝利

住所 埼玉県朝霞市本町一丁目三七番四八号

(相続人)

氏名 市川榮子

住所 山梨県大月市駒橋一丁目九番三三号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十七年十一月二十九日

● 裁決手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成十七年十二月八日

一 起業者の名称

山梨県収用委員会

二 国土交通大臣
事業の種類

一般国道二〇号改築工事（大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公簿	現況	
山梨県大月市駒橋一丁目字仲山	一五六九番	畑	雑種地	三三・一五平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略

四 土地所有者の氏名及び住所

(被相続人)

氏名 小宮豊雄

(相続人)

氏名 小宮恵

住所 山梨県大月市駒橋一丁目九番三六号

(相続人)

氏名 小宮健一

住所 神奈川県横浜市鶴見区平安町二丁目八番地の五

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(被相続人)

氏名 鈴木經義

(相続人)

氏名 鈴木純子

住所 山梨県大月市七保町下和田六〇五番地

(相続人)

氏名 鈴木伸治

住所 山梨県大月市七保町下和田六〇五番地

(相続人)

氏名 鈴木久雄

住所 神奈川県津久井郡藤野町小淵一〇九〇番地六

権利の種類	受付年月日	受付番号
所有権移転請求権仮登記	昭和五十年八月二十五日	第四六七六号

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年十一月二十九日

● 裁決手続の開始
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成十七年十二月八日

山梨県 収用委員会

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類

一般国道二〇号改築工事（大月バイパス・山梨県大月市駒橋三丁目字仲下地内から同県同市大月一丁目字宮原地内まで）
三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公 簿	現 況	
山梨県大月市御太刀一丁目字宮原	一〇九五番一	宅 地	宅 地	一一五・七四平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略

四 土地所有者の氏名及び住所

- 氏名 山口功男
住所 山梨県大月市賑岡町奥山二五一八番地
 - 氏名 山口彌男
住所 山梨県大月市賑岡町畑倉一番地
 - 氏名 小川夏子
住所 山梨県南都留郡富士河口湖町船津七三〇五番地
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十七年十一月二十九日

● 裁決手続の開始
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。
平成十七年十二月八日

山梨県 収用委員会

- 一 起業者の名称
山梨県
- 二 事業の種類
一般国道一四〇号改築工事（山梨県笛吹市大字春日居町下岩下地内から同県山梨市大字万力地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公 簿	現 況	
山梨県山梨市大字上岩下字竹ノ花	三〇〇番	畑	畑	一、二五二・七〇平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略
山梨県山梨市大字上岩下字竹ノ花	三〇二番	畑	畑	四三四・〇四平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略
山梨県山梨市大字上岩下字竹ノ花	三〇一番二	雑種地	畑	三八・七四平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略

四 土地所有者の氏名及び住所

- （被相続人）
氏名 五味房雄
- （相続人）
氏名 青柳久乃子
住所 山梨県山梨市落合二五九番地

(相続人)

氏名 茂手木ふみ子

住所 埼玉県さいたま市北区日進町三丁目二二六番地

(相続人)

氏名 五味賢子

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 五味節子

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 平野愛子

住所 埼玉県さいたま市西区大字西遊馬一〇七一番地

(相続人)

氏名 飯島和彦

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 五味正博

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 五味博樹

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 田中淑恵

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

(相続人)

氏名 五味博行

住所 山梨県山梨市上岩下五八七番地

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁判手続の開始を決定した年月日

平成十七年十一月二十九日

● 裁判手続の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のと

おり収用の裁判手続の開始を決定した。
平成十七年十二月八日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称
山梨県

二 事業の種類
一般国道一四〇号改築工事（山梨県笛吹市大字春日居町下岩下地内から同県山梨市大字万力地内まで）及びこれに伴う農業用排水路付替工事

三 裁判手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所 在	地 番	地 目		地 積
		公 簿	現 況	
山梨県山梨市大字万力字足原田	九四二番	畑	畑	三〇一・八三平方メートル（その区域は別図のとおり。）別図略

四 土地所有者の氏名及び住所

(被相続人)

氏名 代永與作

(相続人)

氏名 代永玉子

住所 山梨県山梨市万力一八〇五番地

(相続人)

氏名 代永恒雄

住所 埼玉県さいたま市見沼区東大宮七丁目四三番地二二

(相続人)

氏名 代永泰雄

住所 東京都国分寺市戸倉三丁目二四番地二〇

(相続人)

氏名 代永瑞彦

住所 千葉県市川市新田一丁目二四番二号

(相続人)

氏名 小野元子

住所 山梨県山梨市上神内川八四二番地の一

(相続人)

氏名 種田瑞恵

住所 茨城県守谷市みずき野七丁目一〇番地一〇

(相続人)

氏名 代永道子

住所 東京都杉並区和田二丁目二番三二号サクセスコーポラス二〇七

(相続人)

氏名 伊藤潤子

住所 東京都三鷹市新川一丁目三番九号ツインコーポA棟二〇二

(相続人)

氏名 代永曾根子

住所 山梨県東八代郡中道町上曾根四六六番地

(相続人)

氏名 田中てる江

住所 山梨県笛吹市一宮町末木七七八番地

(相続人)

氏名 羽田基女

住所 神奈川県鎌倉市材木座三丁目一三番三五号

(相続人)

氏名 五味寛

住所 千葉県市原市姉崎三一九番地一

(相続人)

氏名 藤田雅子

住所 山梨県甲府市下鍛冶屋町九六四番地

(相続人)

氏名 代永晃

住所 山梨県東八代郡中道町上曾根四六六番地

(相続人)

氏名 田村敦子

住所 神奈川県川崎市中原区井田中ノ町二一〇番二〇号

(相続人)

氏名 善積和子

住所 岩手県盛岡市下米内一丁目九番一五号

(相続人)

氏名 志村健

住所 愛知県名古屋市長区名東本通五丁目五〇番地第二東山ハイツ六〇一号

(相続人)

氏名 田邊幸子

住所 東京都世田谷区成城六丁目三三番一二号

(相続人)

氏名 蒲生美智子

住所 東京都豊島区南大塚三丁目三三番六号

(相続人)

氏名 田中秀志

住所 山梨県笛吹市一宮町末木七七八番地

(相続人)

氏名 代永英夫

住所 東京都八王子市北野台一丁目二五番二二号

(相続人)

氏名 代永志津江

住所 東京都文京区小石川五丁目六番九 七〇八号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成十七年十一月二十九日